

建設環境委員会資料

1 条例案

第104号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う
関係条例の整備に関する条例 [関係分] . . . 1

2 予算案 (4件)

令和4年度島根県企業局9月補正予算案 . . . 7

第98号議案 令和4年度島根県電気事業会計補正予算 (第1号)

第99号議案 令和4年度島根県工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

第100号議案 令和4年度島根県水道事業会計補正予算 (第1号)

第85号議案 令和4年度島根県一般会計補正予算 (第4号) [関係分]

3 報告事項

新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況について . . . 12

広報・PR事業について . . . 13

令和4年9月30日・10月3日

企業局

令和4年9月30日
 令和4年10月3日
 建設環境委員会資料
 企業局

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う
 関係条例の整備に関する条例(企業局関係分)

1 提案理由

国家公務員の定年が段階的に引き上げられること、及び、それを踏まえた地方公務員法の一部改正等に対応し、条例に規定する定年年齢や再任用制度、定年引上げ後における現行の定年年齢を超える職員の給与等について見直しを行うため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

2 定年引上げ制度の概要

定年の段階的引上げ

- ① 国家公務員に準じて、現行60歳の定年を65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。
- ② 職務と責任の特殊性や欠員補充の困難性のある医師・歯科医師の定年年齢(現行65歳)は、国に準じて70歳とする。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～
①定年年齢	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳
②定年年齢	66歳		67歳		68歳		69歳		70歳

管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入

- ・ 管理監督職の勤務上限年齢を、原則60歳とする役職定年制を導入し、役職定年した職員を非管理監督職へ配置する。
- ・ 職務の遂行上の特別な事情等により、当該職員が降任することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合等に関し、引き続き管理監督職として勤務することができる「特例任用」を導入する。

定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入することとし、任期を常勤職員の定年退職日までとする。
- ・ 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組み(暫定再任用制度)を措置する。

情報提供・意思確認制度の新設

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当等の情報提供を行った上で、勤務の意思を確認する制度を新設する。

60歳に達した職員の給与水準

当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、原則「7割水準」とする。

60歳に達した職員の退職手当

- ・ 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとする。
- ・ 職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる場合も、役職定年制による降任等により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」を適用し、定年引上げ前の定年(60歳)で退職する場合と比べて不利益にならないよう措置する。

3 条例改正の概要

(1) 条例改正の内容

(ア) 当分の間、職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の職員の給料月額は、当該職員の職務の級及び号給に応じた額の 7 割とすること。

(イ) その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(3) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(第6条関係)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 昭和41年12月23日 島根県条例第59号 </div> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 企業局の企業職員（以下「企業局職員」という。）で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第3条～第17条の2 〔略〕</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給与の種類)</p> <p>第2条 企業局の企業職員（以下「企業局職員」という。）で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p style="text-align: center;">(給料)</p> <p>第3条 給料については、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に規定する職員の給料の額を基準として定めるものとする。</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第5条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対し支給する。</p> <p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職</p>

員の給与に関する条例第8条第1項ただし書に規定する行9級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

（地域手当）

第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員の給与に関する条例第9条の2第1項の規定により人事委員会規則で定める地域に準じて管理者が定める地域に在勤する職員に対して、管理者が定めるところにより支給する。

（住居手当）

第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与されている職員その他管理者の定める職員を除く。）
- (2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はその者との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

第7条・第8条 〔略〕

(特地勤務手当等)

第9条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として管理者が指定するもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 職員が住居を移転した場合(管理者が指定する場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する公署が特地公署又は管理者が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、管理者が指定する期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

第10条～第17条の2 [略]

(特定職員についての適用除外)

第17条の3 [略]

2 第5条から第6条の3まで及び第9条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

3 [略]

(給与の減額)

第18条 [略]

2 職員が介護休暇、介護時間、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認

(特定職員についての適用除外)

第17条の3 [略]

2 第5条から第6条の3まで及び第9条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

3 [略]

(給与の減額)

第18条 [略]

2 職員が介護休暇、介護時間、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年島根県条例第5号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間

<p>中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項 の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給す る。</p>	<p>を受けて勤務しない場合には、前項 の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給す る。</p>
<p>第19条～第23条 〔略〕</p>	<p>第19条～第23条 〔略〕</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～3 〔略〕</p>	<p>1～3 〔略〕</p>
<p>4 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、当該職員が60歳に達 した日後における最初の4月1日以後、職員の給与に 関する条例に規定する職員（同条例附則第10項の規定 の適用を受ける職員を除く。）の給料月額を基準とし て定めたものに100分の70を乗じて得た額（当該額に 1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた 額）とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>5 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期</u> <u>を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p>	
<p>(2) <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例</u> <u>第5号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務</u> <u>している職員（同条例第2条に規定する定年退職日</u> <u>において前項の規定が適用されていた職員を除</u> <u>く。）</u></p>	
<p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2</u> <u>項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規</u> <u>定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の</u> <u>規定により延長された期間を含む。）を延長された</u> <u>同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p>	
<p>6 <u>附則第4項の規定は、地方公務員法第27条第2項に</u> <u>定める降給とする。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>7 <u>附則第4項の規定の適用を受ける職員には、同項の</u> <u>規定の適用により給料月額が異動することとなった旨</u> <u>の通知を行うものとする。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

令和4年度島根県企業局9月補正予算案

I. 企業会計予算

1. 電気事業会計【第98号議案】

(単位:千円)

科目	補正前の額	補正額	計	概要	予算に関する説明書
(収益的収入及び支出)					資料5
電気事業収益	3,813,518	26,686	3,840,204		1頁
営業収益	3,670,553	0	3,670,553		
水力発電電力料	2,704,569	0	2,704,569		
風力発電電力料	665,026	0	665,026		
太陽光発電電力料	294,702	0	294,702		
その他営業収益	6,256	0	6,256		
財務収益	200	0	200		
事業外収益	142,765	26,686	169,451	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計補助金(児童手当) 602 ・一般会計負担金(会計年度任用職員) 2,369 ・消費税還付金 23,715 	
電気事業費用	2,853,243	139,055	2,992,298		1頁
営業費用	2,816,205	139,055	2,955,260	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 4,027 ・修繕費 133,000 (三隅川発電所71,000、木都賀ダム62,000) ・動力費 728 ・固定資産除却費用 1,300 (勝地発電所△2,000、三隅川発電所3,300) 	
財務費用	32,728	0	32,728		
事業外費用	2,310	0	2,310		
予備費	2,000	0	2,000		
当期損益 (消費税除く)	699,776	△ 123,799	575,977		
(資本的収入及び支出)					2頁
資本的収入	2,407,500	109,200	2,516,700		
企業債	2,403,000	73,000	2,476,000		
投資回収金	4,500	0	4,500		
補助金	0	36,200	36,200	・国庫支出金	
資本的支出	4,048,159	125,844	4,174,003		2頁
建設改良費	2,843,921	125,844	2,969,765	<ul style="list-style-type: none"> ・水力発電設備費 100,750 (スマート保安工事60,250、勝地発電所△18,000、三隅川発電所8,500、木都賀ダム50,000) ・水力発電設備改良工事(三隅川発電所) 25,000 ・再開発事業費(人件費) 94 	
企業債償還金	1,099,238	0	1,099,238		
繰出金	100,000	0	100,000		
予備費	5,000	0	5,000		
収支差(補填)	△ 1,640,659	△ 16,644	△ 1,657,303		

【債務負担行為（新規分）】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
勝地発電所 上部除塵機取替事業	令和5年度	20,000
三隅川発電所 落石防護柵改修事業	令和4年度から 令和5年度まで	40,000
山佐発電所 管理橋設置事業	令和5年度	80,000
新規小水力発電 可能性調査事業	令和4年度から 令和5年度まで	20,000

2. 工業用水道事業会計【第99号議案】

(単位:千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	概 要	予算に 関する 説明書
(収益的収入及び支出)					資料5
工業用水道事業収益	227,415	592	228,007		17頁
営業収益	193,136	0	193,136		
給水収益	192,846	0	192,846		
その他営業収益	290	0	290		
営業外収益	34,279	592	34,871	・消費税還付金	
工業用水道事業費用	224,677	9,079	233,756		17頁
営業費用	218,250	9,079	227,329	・人件費 2,615、動力費 6,464	
営業外費用	6,427	0	6,427		
当期損益 (消費税除く)	△ 14,584	△ 8,487	△ 23,071		
(資本的収入及び支出)					
資本的収入	196,064	0	196,064		
企業債	157,300	0	157,300		
長期借入金	28,964	0	28,964		
補助金	9,800	0	9,800		
資本的支出	255,494	0	255,494		
建設改良費	190,586	0	190,586		
企業債償還金	60,408	0	60,408		
長期借入金償還金	4,500	0	4,500		
収支差(補填)	△ 59,430	0	△ 59,430		

3. 水道事業会計【第100号議案】

(単位:千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	概 要	予算に関する 説明書
(収益的収入及び支出)					資料5
水道事業収益	2,077,988	△ 440	2,077,548		31頁
営業収益	1,768,799	0	1,768,799		
給水収益	1,767,354	0	1,767,354		
その他営業収益	1,445	0	1,445		
営業外収益	309,189	△ 440	308,749	・一般会計補助金(児童手当)	
水道事業費用	2,131,722	36,903	2,168,625		32頁
営業費用	1,971,909	40,048	2,011,957	・人件費 5,358、動力費 34,690	
営業外費用	159,813	△ 3,145	156,668	・消費税納付額	
当期損益 (消費税除く)	△ 97,029	△ 37,343	△ 134,372		
(資本的収入及び支出)					
資本的収入	424,933	0	424,933		
企業債	353,400	0	353,400		
補助金	71,533	0	71,533		
資本的支出	1,139,553	0	1,139,553		
建設改良費	470,545	0	470,545		
企業債償還金	611,812	0	611,812		
長期借入金償還金	57,196	0	57,196		
収支差(補填)	△ 714,620	0	△ 714,620		

Ⅱ. 一般会計予算【第85号議案[関係分]】

(単位:千円)

歳入・歳出別	科 目	補正前の額	補正額	計	概 要	予算に関する説明書
歳入	繰入金	100,000	0	100,000		
	電気事業会計	100,000	0	100,000		
	繰入金					
	諸収入	58,627	0	58,627		
	公営企業貸付金	58,627	0	58,627		
	元利収入					
	県債	0	0	0		
	県債	0	0	0		
歳出	諸支出金	195,510	162	195,672		
	公営企業貸付金	186,242	0	186,242		資料1
	公営企業補助金	9,268	162	9,430	・電気事業補助金 602 ・水道事業補助金 △440	85頁

新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況（主な中止・延期等業務）について

令和4年9月30日
令和4年10月3日
建設環境委員会資料
企業業局

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その対応業務へ多くの職員を従事させる必要があったため、

① 中止、延期した事業・イベント（対外的なもの）

部局名	所属名	事業・イベント	対応方針（見直し内容）
企業局	施設課	再生可能エネルギー見学ツアー（夏休み編） （内容）県内の小学生と保護者を対象に再生可能エネルギーを利用した発電所の見学と体験学習（工作）を行う	中止
企業局	経営課	公営電気事業経営者会議第61回技術研究会（10/26）	現地（島根県）開催からWEB開催へ

② 中止、延期した内部業務（県の組織内に加え他県等との業務を含む）

部局名	所属名	内部業務	対応方針（見直し内容）
企業局	総務課	第1回時間外縮減対策検討会（7/19）	書面開催
企業局	総務課	第1回本局安全衛生検討会（7/19）	書面開催
企業局	総務課	局長との意見交換会 （本局7/28、西部8/5、東部8/24、三代8/25）	延期
企業局	総務課	先輩職員による研修会「企業債、企業会計等」（8/31、TV会議）	延期
企業局	経営課	経営会議（1回/月、TV会議）	各事務所の出席者縮小（課長以上の出席から所長・部長のみとした）

広報・PR 事業について

～SNS と地元アイドルを活用した若い世代への情報発信～

1. 目的

- 島根県企業局は、電気・工業用水道・水道・宅地造成の 4 つの事業を展開する地方公営企業であり、これらの事業を通じて、地域住民の福祉の向上、地域社会の発展に寄与している。
- こうした取組を広く県民に知っていただくよう、これまで新聞等による広報を行ってきたところであるが、今年度からは、特に次代を担う若い世代に向けた新たな情報発信に取り組む。

2. 若い世代へ向けた情報発信の概要

地元アイドル Flood Lyrics(フラッドリリックス)を起用し、様々なメディアによる情報発信を行う。

(1) 企業局イメージソングの作成

「誰かのヒーロー」/ Flood Lyrics

電気・水道等の安定供給のため取り組む企業局職員の使命感をモチーフとし、局内若手職員がメロディラインの作成にも参画

(2) PR 動画の配信

Flood Lyrics と企業局職員が出演し、企業局の各事業を紹介する PR 動画を年に 4 本作成して、特設サイト・SNS などで配信



(3) テレビ、ラジオによる広報

- ・ローカルテレビの情報番組による企業局事業の紹介（年 4 回）
- ・FM ラジオの音楽番組に Flood Lyrics が出演、企業局事業やイメージソングを紹介